

4月12日(日)投開票

福岡県知事選挙・福岡県議会議員一般選挙

投票できる人・できない人

満20歳以上の日本国民で、宗像市選挙人名簿に登録されている人は、宗像市の投票所で投票できます。今回の選挙人名簿に登録されている人は、平成7年4月13日以前に生まれた人で、転入の場合は、平成27年1月2日までに転入届出し、同4月2日まで引き続き居住して住民基本台帳（住民票）に記載されている人です。

【1月3日以後に転入してきた人】

平成27年1月3日以後に宗像市に転入届を出した人は、宗像市の選挙人名簿には登録されませんので、宗像市の投票所では投票できません。ただし、福岡県内の市区町村から転入した人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、市区町村で交付を受けた「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を持参して、次の①～③の方法で投票してください。

- ①投票日当日に、前住所地の投票所で投票する
 - ②投票日前日までに、前住所地で期日前投票をする
 - ③前住所地の選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、投票日前日までに交付された投票用紙を持参して、宗像市選挙管理委員会ですべての不在者投票をする
- * 短期間で何回も住所を移した人は対象とならない場合があります。該当すると思われる人は、前住所地（福岡県内に限る）の選挙管理委員会を確認してください

投票所へ持って行く物

選挙人名簿に登録されている一人一人に、投票所入場券（ハガキ）を郵送します。入場券は、投票日や投票所を表示し、投票所での選挙人名簿照合を円滑に行うために発行しています。投票に行くときは、投票所の場所などをよく確かめ、自分の入場券を持参してください。

【入場券が届かなかったか、なくした場合】

選挙人名簿に登録されていれば投票できます。居住している地域の投票所（投票日）か期日前投票所で、受付に申し出てください。

投票の方法

投票の順序は、①福岡県知事選挙②福岡県議会議員選挙です。①②とも、投票用紙に候補者名を記入してください。

余計な文字などを書くと、投票が無効になることがあります。

【点字投票】

目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。

* 期日前投票所でも点字投票はできます

投票日に投票に行けない人のために

【期日前投票】

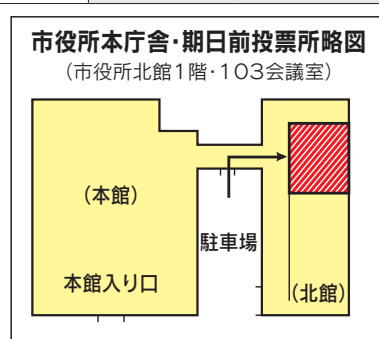
投票日に、仕事、入院、冠婚葬祭、旅行、レジャーなどで投票所に行けない人は、次の期間に「期日前投票」をすることができます（表1参照）。

表1【期日前投票の日程など】

場所	選挙名	3月27日(金)～4月3日(金)	4月4日(土)～同9日(木)	4月10日(金)	4月11日(土)	4月12日(日)
1033会議室	知事選挙	期日前投票所開設(8:30～20:00)	期日前投票所開設(8:30～20:00)			投票日(7:00～20:00)
	議員選挙	投票不可	投票不可			*投票場所は、市内各地区の投票所です
セ大島行政	知事選挙	投票不可	期日前投票所開設(8:30～17:00)	線上投票日(7:00～18:00)	投票不可	
	議員選挙	投票不可	投票不可	*投票場所は、地島・大島地区の投票所です	投票不可	

県知事選挙と県議会議員選挙は、告示日が異なるため、期日前投票できる期間も異なります。注意してください

* 地島・大島投票区の方は、4月10日(金)が投票日です。期日前投票ができる期間は、4月9日(木)までです
* 平成26年12月26日～同27年1月2日の間に宗像市に転入届出した人は、同27年4月2日(木)に選挙人名簿に登録されるため、同27年4月1日(水)までは期日前投票をすることはできません



- 投票日 4月12日(日)
- 投票時間 7:00～20:00
- * 地島・大島投票区は4月10日(金)7:00～18:00に線上投票
- 開票日時 4月12日(日)21:00～
- 開票場所 宗像勤労者体育センター(須恵)



●投票方法

投票所入場券を持参してください。入場券に期日前投票宣誓書を印刷しています。あらかじめ宣誓書を記入しておけば、期日前投票所での記入が不要になります。

* 入場券が手元にない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。係員に申し出てください

【不在者投票】

①滞在先の市区町村での不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などで他の市区町村に滞在している人は、その滞在先の市区町村の選挙管理委員会に投票日前に投票ができます。その場合は、宗像市選挙管理委員会に連絡し、投票用紙などを請求する必要があります。投票用紙などを滞在地に郵送しますので、それを持って滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票をしてください。

* 「不在者投票請求書・宣誓書」は、市HP<http://www.city.munakata.lg.jp/>からダウンロードも可

②病院など(福岡県選挙管理委員会が指定した施設)での不在者投票

入院中の人で歩行が困難な人は、病院長に申し出てください。

③郵便などでの不在者投票

体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人は、在宅で「郵便などを使った不在者投票」をすることができます(表2参照)。これを利用するには、事前に「郵便等投票証明書(7年間有効)」の交付を受けることが必要です。受けていない人は、宗像市選挙管理委員会ですべての早めに手続きをしてください。投票用紙の請求申請は、4月8日(水)まで、地島・大島投票区の方は4月6日(月)までです。

表2【郵便等投票の対象者】

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢、体幹、移動機能	1か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1か3級
	免疫、肝臓	1～3級
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を持っている人	要介護5	

表3【代理記載制度の対象者】

対象	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳を持っている人	上肢、視覚	特別項症～第2項症

* 郵便等投票の対象者(表2)で、自分で投票の記入をすることができない人として定められた人(本表上記)が対象です。あらかじめ、宗像市選挙管理委員会の委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)が、投票に関する代理記載人となることができます

開票

宗像勤労者体育センター(須恵)で、4月12日(日)21:00から開始します。

【開票速報(音声案内)】

☎0180(991)777

* 4月12日(日)22:00から30分ごとに情報更新予定。PHS、IP電話からは利用不可

■問い合わせ先 宗像市選挙管理委員会(総務課内) ☎(36)1375